「療養の範囲について」(昭和42年12月1日地基第11号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲 (1)~(2) [略]

〔削除〕

「削除〕

5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲 (1)~(2) [略]

〔削除〕

「削除〕

- 6 移送の範囲
  - (1) 災害の発生場所から病院、<u>診療所等までの移送の費用</u>又は療養中他の 病院、療養所等への移送の費用
  - (2) 病院、診療所等へ受診又は通院のための移送の費用
  - (3)~(5) [略]
  - (6) 移送の費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費(パック旅行の費用)その他移送に必要な費用とし、その額(当該その他移送に必要な費用に係るものを除く。)は、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)の規定の例に準じて計算した額とする。
  - (7) (6) に掲げるもののほか、移送の費用及びその額の細目については、別に定める。

改正前

- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲 (1)~(2) [略]
- (3) (2)のイの看護料は、当該地方の看護師(看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合は当該者)の慣行料金による。
- (4) (3)の看護料等に食事料が含まれていない場合は、一日につき 1,800 円 の範囲内で現実に要した食事の費用
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲 (1)~(2) [略]
- (3) (2)のアの看護料又は(2)のイの付添の費用は、当該地方の慣行料金による。
- (4) (3)の看護料等に食事料が含まれていない場合は、一日につき 1,800 円 の範囲内で現実に要した食事の費用
- 6 移送の範囲
- (1) 災害の発生場所から病院、<u>診療所等まで移送する場合</u>又は療養中他の病院、療養所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料
- (2) 病院、診療所等へ受診又は通院のための交通費
- (3)  $\sim$  (5) 〔略〕

[新設]

〔新設〕

備考 表中の〔〕は注記である。